JAMMA ジャーナル
JAPAN AMUSEMENT MACHINE AND MAKETING ASSOCIATION 一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-8-11 飛栄九段ビル 8F
TEL：03（3556）5522 FAX：03（3556）5524
http://www.jamma.or.jp
電子版 No.4

2010 年度（第 16 回）「ゲームの日」実施要項が決定！

「アミューズメントファン感謝デー」と「第 1 回みんなのクレーンゲーム選手権」の 2 大イベントを実施。選手権は内容を一新してスタート

JAMMA と AOU、NSA の三団体共同事業で始まった「ゲームの日」は、4 年前より主催を JAIA に移管し、今年度で 16 回目を迎えました。業界全体を上げての統一事業として、アミューズメント業界の健全性を広く普及する目的で、11 月 23 日を「ゲームの日」と定め、始まった各種イベントですが、今年度も、低迷する業界全体の活性化をテーマに、日本全国のオペレーターでの無償イベントを行うこととなりました。

主催 JAIA「ゲームの日」実行委員会。

アミューズメントファン感謝デー

今年度は、全国 1200 店舗を目標に『アミューズメントファン感謝デー』とし、各店舗で工夫を凝らしたイベント開催を求めていきます。

今回は実行委員会からは「無料プレー機設置」を推奨イベントとしています。使用機種、台数、実施時間は各店舗で設定ができ、実行委員会が提供する POP データをフリープレー台に掲示します。イベント実施店舗は前回と同様に「ゲームの日」公式サイトに店舗情報が掲載されるほか、申請書にイベント内容を記載すればイベント内容も告知されます。

【イベント申請期限】
9 月 15 日（水）

第 1 回みんなのクレーンゲーム選手権

過去 5 回開催し、好評となった「全日本クレーンゲーム選手権」を、今年度は大会内容を一新し「第 1 回みんなのクレーンゲーム選手権」として開催します。

今回は、全国で店舗大会を 11 月 20 日～11 月 28 日の 9 日間で、各店舗の任意の日程で実施してもらいます。

大会の内容は、2011 年 2 月 19 日 AOU アミューズメント・エキスポ会場内で開催される全国決勝大会に出場する 24 名を選出す

るものです。

店舗大会は大会用専用ツールを使用して、実行委員会が設定した検定基準をクリアしたキッズ（小学生以下）とシニア（50 歳以上）を店舗大会実施店舗の中から各３名選び、全国大会にシードします。さらに、一般参加者（店舗予選で実行委員会が定めた検定基準をクリアした 30 名が出場）による地区大会（2011 年 1 月 16 日）を開催し、残りの 18 名を選出します。

【各大会の日程】

□店舗大会

11 月 20 日（土）～ 28 日（日）のいずれか 1 日

□地区大会

2011 年 1 月 16 日（日）

※今回は「県大会」は実施しません。

□全国大会決勝（ＡＯＵエキスポ会場）

2011 年 2 月 19 日（土）

【店舗大会参加申込期限】

9 月 15 日（水）

来場者アンケート

今年度も、インターネット上でもアミューズメント施設への来店動向調査を実施します。 アンケートに回答された中から抽選で 5 名様に「iPad」をプレゼントします。

アンケートの告知は、JAIA「ゲームの日」公式サイト並びにポスター上で行いますが、アンケートへの参加の促進に是非ご協力、ご参加のほどお願いします。

なお、アンケートの開始は 11 月 1 日（月）を予定しています。

中国政府文化部が、市場に導入できる「ゲーム機リスト」に関する通達を公布しました

中国政府文化部から 2009 年 4 月に発布した「市場導入可のゲーム機の機番・機種の指導目録」に基づいた電子ゲーム機の内容の監督活動を強化するための通達を公布されました。今回はその内容を紹介します。

各省・自治区・直轄市の文化庁（局）・公安庁（局）・工商行政管理局、新覆生産建設兵団の文化局、北京市・天津市・上海市・重慶市･寧夏回族自治区の文化市場行政執法総隊：

文化部・公安部・国家工商行政管理総局の「遊芸娯楽施設管理の一層強化に関する通知」（文市発「2009」4 号）を貫徹するため、2009 年 4 月文化部文化市場司が第一回「市場導入可のゲーム機の機番･機種の指導目録」（以下「指導目録」と称す）を発布し、各地域の電子ゲーム機の内容の監督活動を指導した。活動の効率を上げ､電子ゲーム機の生産･輸入及び経営における内容の監督を強化し、遊芸娯楽施設及び経営者が合法のゲーム . 遊芸の製品を使用するよう指導するため、「指導目録」の使用管理活動の改善､完備に関し、以下の通り通達する。

一、国内で生産し、国内市場向けに販売し、且つ以下の条件に適合するゲーム・遊芸の製品は、「指導目録」に組み入れるための申請をすることができる。

（一）科学・芸術・人文知識・知恵の啓蒙に有利で、あり、青少年の健康的な成長に有益である。

（二）合法の知的産権を持っている。

（三）製品に以下の内容があってはならない

1. 憲法の定めた基本原則に反するもの。
2. 国家の統一、主権および領土完全を害するもの。
3. 国家の安全を害し、或は国家の栄誉と利益を損害するもの。
4. 民族の恨み･差別を煽り、民族感情を害し、或は民族の風俗習慣を侵害し、民族団結を破壊するもの。
5. 国家の宗教政策を違反し、邪教・迷信を宣揚するもの。
6. 猥褻・賭博・暴力及び麻薬関連の違法犯罪活動を宣揚し、或は犯罪を教唆するもの。
7. 社会公徳或は民族の優秀な文化伝統に反するもの。
8. 他人を侮辱或は誹謗し、他人の合法的な権益を侵害するもの。
9. 法律・行政法規が禁ずる其の他の内容。

（四）製品は「押分、退市、退銅珠」などの賭博機能を持つてはならない。

（五）製品の外観、ゲーム内容、ゲーム方法説明は、わが国の通用言語文字を使う。

（六）製品は国家の品質基準に適合する。

二､国内で登録し､独立の法人資格を持つゲーム・遊芸製品の生産企業は登録地の省クラスの文化行政部門に申請し、且つ以下の書類を提出することができる。

（一）申請書

（二）申請者の工商営業免許

（三）ゲーム内容に関連する知的産権の証明書

（四）ゲーム・遊芸機の全過程の「映像資料」或はゲームソフトの「映像デモ」（DEMO）

（五）製品外観全体を反映できる電子図画､内､

正面図画 1 枚、側面図画 2 枚、形式は JPG とし、図画解像力は 800×600 以上
（六）製品が使用している音楽資料、名称リスト及び歌詞の電子文面（外国語の歌曲の場合は中外文対照の文面を提供しなければならない）
（七）製品中の全部の対話、ナレーション、描写文字及び操作説明の電子文面
（八）其の他の関連書類
三、省クラスの文化行政部門は申請を受理した日から 20 日以内に審査の決定をし、且つ文化部に届出を出す。文化部は省クラスの文化行政部門の審査許認可の意見をまとめて適時に「指導目録」を発布し、更新する。

企業が「指導目録」に公布された機番機種に異議を持つ場合は、書面で省クラスの文化行政部門に再審を求めることができる。省クラスの文化行政部門は再審要求を受理した日から 20 日以内に再審の決定をし、且つ文化部に届出を出す。

省クラスの文化行政部門が内容審査或は再審において判断がつかない場合は、文化部に報告し採決してもらうことができる。

四、「指導目録」に公布された機番機種にバージョンアップ、改版等の実質的な内容変動が生じた場合は、生産企業が改めて申請すべきである。
五、遊芸娯楽施設がゲーム・遊芸製品を増やし、交換する場合は、「指導目録」に従い、自身の経営状況及び区域特徴に適合するゲーム・遊芸製品を選択すべきである。
六、各クラスの文化行政部門及び綜合執法機構は、適時に「指導目録」に公布された機番機種を遊芸娯楽施設に告知し、遊芸娯楽施設の内容監督を強化する。国家が禁止の内容或はゲーム・遊芸製品内容を勝手に変更したものに対し、法律に基づき取り締まりを行う。

文化部文化市場司が発布した第一回「指導目録」が確定した機番機種の交換期限は、その執行の延期を決定する。

以上をもって通達とする。

文化部
二〇一〇年四月二十七日

協会活動
「アミューズメントマシンシの適正処理を見届けよう」を発刊、第 48 回 AM ショーで関連セミナーも開催します

JAMMA では 3R 部会において、使用済みアミューズメントマシンの適正なリサイクルのために、専門家のアドバイスも受けながら、わかりやすいガイドライン作りに取り組んでおります。

このたび、昨年発刊しました「アミューズメントマシンの適正処理・リサイクルのルール」に続き、第 2 弾として「アミューズメントマシンシの適正処理を見届けよう」を発刊、会員の方々に送付しました。

会員各位におかれましては、関係部署にご周知頂き、使用済みアミューズメントマシンの適正な処理に、本ガイドラインをお役立て頂きたくお願いします。

なお、追加部数をご希望の場合は、遠慮無く事務局までお申し付け下さい。

また、9月9日から幕張メッセで開催する第48回アミューズメントマシンショーの主催者セミナーとして、今回も本ガイドラインの監修をお願いした株式会社ユニバース子安氏を講師に招き、このガイドラインの主旨に添ったセミナーを開催いたしますので、併せてご参加下さい。

なおセミナーの内容は次の通りです。

オペレーター必見
出して終わりではない！ゲーム機の廃棄

産業廃棄物に関しては、相次ぐ不法投棄事件を二度と引き起こさないために、規制強化が続けられています。平成23年に施行される法改正では、不適正処理を行った法人に対する罰金が最大1億円から3億円に引き上げられます。産業廃棄物に関する処理の責任はより大きくなり、知らなかったでは済まされない企業リスクとなりました。オペレーターは、委託した産業廃棄物が適正に処理されることを見届けなければなりません。

役目を終えたゲーム機の廃棄を他社に委託した場合、適正な処理を確認するためには、現地に赴き直接状況を把握するしかありません。これを「施設確認」と呼びます。条例で施設確認の義務付けをする地域が増加するなど、その必要性は高まっています。

ただ見学をするのではなく、本当に適正処理をしているのか確認することができる、チェックシートを用いた施設確認のすすめ方を紹介します。

1.「行政処分の指針」環境省の考える排出事業者責任
2.「施設確認は当然の時代に」全国各地で施設確認を義務付ける条例が導入されている
3.「『見学』を『確認』にするためのチェックシート」施設確認に必要な準備と振り返り
4.「チェックシートの使い方」アミューズメントマシン特有のチェックポイント
5.「廃掃法改正の動き」オペレーターに求められる責任はここまで来ている
6.「まとめ」環境対策の先進企業が導入する産廃管理の手法

講師：株式会社ユニバース
環境コンサルタント主任　子安　伸幸氏

千葉大学工学部都市環境システム学科卒。産業廃棄物管理を主軸とする環境分野において、企業の目線で情報発信を続ける。著書には、1万5千人の環境担当者が手に取った「図解産業廃棄物処理がわかる本」の他、「環境担当者の仕事がわかる本」（いずれも日本実業出版社）などがある。